

商標法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和 8 年 9 月 18 日
特許庁審査業務部商標課
商標国際分類室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特許庁では、本年 4 月 27 日から 5 月 1 日に開催された、商品及びサービスの国際的な区分を定めるニース協定第 3 条に規定する第 36 回専門家委員会等の会合結果を踏まえ、商標法施行規則第 6 条において定める別表に記載する商品及び役務を国際分類に即したものにするとともに、商品及び役務の表示の明確化等を行うため、所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

商標法施行規則の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

特許庁審査業務部商標課商標国際分類室

(東京都千代田区霞が関 特許庁 6 階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 10 月 19 日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8915

東京都千代田区霞が関 3-4-3

特許庁審査業務部商標課商標国際分類室 あて

(封筒に「商標法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。)

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： PA1T90@jpo.go.jp

（電子メールの件名を「商標法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	